

A 3 1) に取りまとめて公表した。中央防災会議は、「長期評価の知見」及びその後に得られた科学的知見をも検討対象に加え、北海道ワーキンググループにおいて改めて断層モデルの検討を行ったものであるが、三陸沖北部の地震、宮城県沖の地震、明治三陸タイプの地震（明治三陸地震の震源域の領域で発生する津波地震）等を検討対象地震とする一方で、福島県沖海溝沿いの領域における津波地震については検討対象として採用しなかった。そして、その結果、日本海溝・千島海溝報告書において防災対策の検討対象とした地震による海岸での津波高さの最大値は、本件原発がある福島県双葉郡大熊町においてT. P.（東京湾平均海面）5 mを超えないものと判断され、その周辺自治体の津波高さも最大で5 m前後と判断された。

(ク) 地震本部地震調査委員会は、平成21年3月に長期評価の一部改訂を行っている（乙A19）ところ、改訂後の長期評価では、新たな科学的知見の集積があった茨城県沖について、新たな記述や評価が加えられているほか、三陸沖北部のプレート間大地震など科学的根拠が豊富で、BPT分布による確率評価が可能であった地震については、時間の経過に伴う確率の更新が行われているが、「長期評価の知見」に関する記載は、平成14年の策定当初とほぼ同一の記載のままであり、ポアソン分布による確率評価についても確率の更新は行われていない。かかる事実経過は、「長期評価の知見」が、平成21年時点においても、なお「理学的に否定できない知見」のままで、三陸沖北部から房総沖にかけての領域を一体とみなすことについて、地震地体構造上、客観的かつ合理的根拠を与えるような新たな科学的知見が公表されていない状況にあったことを裏付けるものである。

(ケ) 本件事故直前の平成21年度から平成23年度にかけて開催された第4期土木学会原子力土木委員会津波評価部会では、「長期評価の知見」

が地震地体構造の知見として客観的かつ合理的根拠に裏付けられた科学的知見かどうかを検討されたが、その検討においては、同見解はそのまま規制に取り込める程度に客観的かつ合理的根拠に裏付けられた科学的知見であるとは判断されなかった。

(ロ) 保安院は、平成15年11月まで、財団法人原子力発電技術機構（以下「NUPEC」という。）に委託し、同月からは、JNESと連携して立ち上げた「安全情報検討会」において、新知見についての調査を行うこととし、本件事故直前の平成23年1月の第129回安全情報検討会まで情報収集に努めたが、NUPECや安全情報検討会による情報収集においては、「長期評価の知見」が取り上げられることはなかった。

また、保安院は、前記のとおり、平成18年1月に、事業者に働きかけて「溢水勉強会」を立ち上げ、平成19年4月に報告書をまとめるまでの間、10回にわたって、外部溢水対策についての情報収集を行ったが、その中で、「長期評価の知見」が取り上げられることはなかった。

(ハ) 保安院は、技術支援機関であるJNESにおいて、平成21年5月までに、既往津波や海底活断層に関する文献を調査し整理させた上で、これを考慮して検討すべき津波波源及び解析条件を整備させたが、JNESによる上記調査の報告書（丙A339）において、既往津波に関する文献調査の整理の過程では「長期評価の知見」に言及しているものの、具体的な波源モデルの設定及び解析結果を示すに当たっては、三陸沖北部と福島県沖を一体とみなす「長期評価の知見」の領域区分は採用しなかった。

また、JNESは、平成22年11月に東北電力女川原子力発電所のクロスチェック解析を終えて報告書を作成したが（丙A340）、同報告書において、東北電力もJNESも「長期評価の知見」の領域区分を採用しなかった。

さらに、保安院は、本件事故前、本件原発について、一審被告東電が提出した耐震バックチェック中間報告書の妥当性を多様な分野の専門家を入れた審議会（合同ワーキンググループ等）にて審議し、評価書を公表していたところであるが、その審議を通じて、専門家の誰からも、基準地震動又はその後の津波の評価に当たって「長期評価の知見」に基づいて、福島県沖の海溝寄りの領域でMt 8. 2クラスの津波地震が発生することを想定して解析・評価を実施する必要があるとする意見は表明されなかった。

ウ 一審被告東電は、平成18年に、確率論的津波ハザード解析手法の研究過程において「日本における確率論的津波ハザード解析法の開発」（甲A32の1, 2。以下「マイアミ論文」という。）を公表しているほか、本件原発の1号機ないし6号機における確率論的津波ハザード解析を実施しており（丙A231）、そこでは、ロジックツリーの分岐を設けることで津波の波源設置の「不確かさ」を考慮しているところ、日本海溝沿いの津波地震発生については、「長期評価の知見」を踏まえて、津波地震が特定の領域でのみ発生するとの見解と三陸沖から房総沖の海溝寄りのどこでも発生するとの見解を前提とした分岐を設けた上で、専門家意見のばらつきを再現するために専門家による重み付けアンケートを実施した。そのアンケートの結果を踏まえた計算結果は、本件原発1号機において、O. P. + 10mを超える津波が発生する年超過確率は、 10^{-5} を下回り 10^{-6} との間（10万年から100万年に1回程度の超過確率）であると推計され、原子力安全委員会安全目標専門部会が平成18年4月に同委員会に報告した性能目標のうち、原子炉施設のシビアアクシデントの発生頻度の目安となる炉心損傷頻度（CDF） 10^{-4} /年程度を下回る数値が得られた。当該結果は、それ自体から直ちに津波対策の見直しの要否等に関する工学的な判断を行うことができる段階にはなかったものの、少なくとも、本件事故前の時点に

において、本件原発の津波に対する安全性に関し、規制権限の行使が検討されるきっかけとなるようなものではなかった。

4 結果回避可能性について

(1) 本件事故当時講じるべきであった対策が防潮堤等の設置によるドライサイトの維持にあったこと

ア 主要建屋等が存在する敷地高を超える津波の到来が予見された場合、本件事故前の科学的・工学的知見に照らして導かれる対策は、津波の浸入が想定される箇所に防潮堤等を設置することにより、ドライサイトを維持することであって、現に、規制機関はそのような考え方によって規制判断を行ってきた。仮に、平成20年試算津波を想定津波とした場合、同試算により敷地高を超える津波が想定されるのは、敷地北側におけるO. P. + 13. 695 mと、敷地南側におけるO. P. + 15. 707 mのみであり、これらの箇所からの津波の浸入を防止し得る防潮堤等を設置することによりドライサイトが維持され、原子炉施設の安全性を確保することができるのであって、このような対策は合理的なものである。

このような規制機関の考え方は、規制機関の独断によるものではなく、工学的知見を有する今村、阿部清治、山口彰及び岡本孝司ら多くの工学の専門家の意見等によって合理的なものであったことが裏付けられている。

イ 平成18年9月の東通発電所の設置許可申請において、敷地高を超える想定津波につき、防潮堤によりドライサイトを維持する対策を採るという考え方は、審議会における多数の専門家の審議を経て、想定津波により原子炉施設の安全機能が重大な影響を受けることはない妥当なものと判断されていたのであり、このことは、本件事故前の科学技術水準に照らし、科学的、専門技術的判断として導かれる敷地高を超える想定津波への対策が防潮堤等の設置によるドライサイトの維持であったことを端的に示すものである。

ウ 原子力規制委員会は、本件事故を踏まえた新規制基準を策定したところ（丙A300）、敷地高を超える想定津波に対し、防潮堤等の設置によりドライサイトを維持するという考え方は、新規制基準においても、引き続き維持されている。

エ したがって、仮に、平成20年試算津波を想定津波とした場合、原子炉施設の安全性を確保するために採られるべき対策は、防潮堤等の設置によるドライサイトの維持であったことは明らかである。

(2) 平成20年試算津波を想定津波とした場合において防潮堤等の設置によってドライサイトを維持する対策を執ったとしても本件事故を回避することはできなかったこと

ア マグニチュードが1大きくなると、地震のエネルギーは約30倍となる
ところ、平成20年試算津波が前提としている地震の地震エネルギーがMw8.3であるのに対し、本件地震はMw9.0と、約11倍大きなものであった。また、平成20年試算津波が前提としている地震によって動く
とされた断層領域は、南北の長さが210km、東西の幅が50kmであるの
のに対し、本件地震によって動いた断層領域は南北の長さが400km
以上、東西の幅が200km以上と、南北に約2倍、東西に約4倍も広い
ものであった。さらに、津波は、海底の隆起又は沈降によりその海域の海
水が持ち上げられたり沈み込んだりすることによって発生するため、断層
のすべり量が大きいほど津波も大きくなるという関係に立つところ、平成
20年試算津波が前提としている地震の断層すべり量は9.7mであった
のに対し、本件地震の断層すべり量は50m以上と、5倍以上も大きなも
のであった。

イ 津波の遡上方向を見ると、平成20年試算津波は、本件原発の南東方向
に置かれた波源からの津波であることから、南側からのものが大きくなり、
主要建屋が存在する10m盤に津波が流入してくるのは南側からのみにな

る一方、本件津波は南北に広範な領域で断層が動いていることから、波源も三陸沖から房総沖の広範囲に及んでいるため、北側、東側、南側の全ての方向から襲来しており、南側のみならず、東側からも10m盤を超えて津波が流入した。

1ないし4号機の主要建屋付近の浸水深を見ると、平成20年試算津波は、越流地点である敷地南側に最も近い4号機原子炉建屋付近が2.604m、タービン建屋付近が2.026mで最も浸水深が大きくなっているが、1号機付近では1m未満の浸水深となっている一方、本件津波では総じて2ないし5m程度の浸水深となっているなど大きな違いがある。特に2号機タービン建屋の大物搬入口付近では、前者が約1m程度であるのに対し、後者が4ないし5mに及ぶなど顕著な違いが出ている。

津波の継続時間を見ると、平成20年試算津波では、1ないし4号機の取水口前面の水位が0mからおよそ6m程度に達した後に、再び0mに低下するまでの時間は、いずれの原子炉においてもおよそ10分弱程度となっていることが読み取れる（甲A59）。一方、一審被告東電が行った本件津波の再現計算においては、港湾内の検潮所位置付近における水位の時間経過が示されているが、水位が5mを超えて最大13.1mに達した後に、0mまで低下するまでの時間のみでもおよそ17分程度（水位が0mから上昇し、再び0mに低下するまでの時間は約30分程度）であることが読み取れるなどの点にも大きな違いがある（丙A188）。

ウ このように、平成20年試算津波がその試算の前提としている地震と本件地震とでは、地震エネルギーの大きさ、動いた断層領域の広さ、断層すべり量などが大幅に異なっていたため、平成20年試算津波と本件津波についても、その規模（継続時間の違いを前提にした水量、水圧、浸水域、浸水域ごとの浸水深、津波の遡上方向等）は全く異なるものであった。

エ そして、平成20年試算津波で高い波高が予測される場所に防潮堤等を

設置してドライサイトを維持する対策を講じた場合、一審被告東電が行ったシミュレーションの結果、平成20年試算津波であれば10m盤への流入を完全に阻止できるが、本件津波の場合、東側から10m盤への津波の流入を防ぐことはできず、1ないし4号機の主要建屋付近の浸水深は、本件事故時の現実の浸水深と比べ、ほとんど変化がないから、「長期評価の知見」を前提にした津波対策では、本件津波を防ぐことは不可能であった。

(3) 建屋等の全部の水密化を講じるよう命じる規制権限の行使が義務付けられることはないこと

ア(ア) 仮に、敷地への津波の侵入を容認した上で建屋等の全部の水密化を行うこととした場合には、想定津波水位や波力等を適切に評価した上で水密化設計や強度設計を行い、科学的、専門技術的な観点から原子炉施設の安全性に重大な影響を与えないと判断し得るだけの対策を行う必要がある。そのためには、敷地内の陸上構造物をモデル化した上で、敷地内に詳細な計算格子を設定して数値計算を行うことになるが、敷地内に浸入した津波は構造物等による反射や集中等の影響によって複雑な挙動となるため、前面に障害物がない防潮堤等と異なり、相対的に計算結果の精度が低くならざるを得ない。そして、計算結果の精度が低い場合、その誤差を前提として設計裕度を確保したとしても、評価が過少となって設計裕度を超えるおそれがある。

また、主要建屋等が存在する敷地内にそのまま津波が浸入するのを容認する場合には、単に建屋のみを水密化すれば良いというものではなく、非常用D/Gの燃料を保管する軽油タンクや、原子炉注水設備の原子炉隔離時冷却系(RCIC)や高圧注水系(HPCI)の水源である復水貯蔵タンクといったタンク類、タンク類から建屋までの配管等の様々な屋外設備についても、遡上後の津波の挙動や漂流物の影響を考慮した上で、必要な津波防護対策を検討する必要がある、防護対象範囲が広がるこ

とから、それに応じて、おのずから不確定性も大きくなる。

このように、津波が敷地に浸入することを容認し、建屋等の全部の水密化によって津波対策を行うことは、ドライサイトを維持することと比較して、多くの不確定性を伴うことになり、信頼性に欠けるものである。

(イ) 本件事故の際には、本件津波が敷地に浸入したために、漂流物の道路封鎖等によるプラントへのアクセスの困難さや、車両や通信設備等のインフラの破壊による事故対応への多大な支障が生じたのであって、この点を十分念頭に置く必要がある。敷地への津波の浸入を容認した場合には、このようにインフラ破壊やアクセス障害など幾通りもの被害のケースが想定され、その全ての事態に応じた様々な状況を想定して事前に事故対応を準備しておくことは至難である。

また、敷地内には、様々な屋外設備が存在することから、それらの設備が津波の影響を受けた場合を想定した事故対応も事前に計画しておく必要があるし、発電所には様々な作業用クレーン車や自家用自動車、場合によっては船舶も存在することから、それらの事故対応への影響もあらかじめ検討しておく必要がある。

このように、敷地に津波を浸入させることを容認した上で対策を講ずることには様々な不確定要素が存在し、事前にそれらのリスクを正確に把握して対処しておくことは極めて困難なのであって、この点からも、そのような不確定なリスクを生じさせないドライサイトの維持による津波対策は妥当である。

(ウ) 敷地高を超える津波が防潮堤等や建屋等に到達することを前提に津波対策を講じる場合には、その施設や施設に内在する設備に遡上した津波が及ぼす影響の有無及び程度を把握するため、津波波力を適切に算定することが必要であり、特に、津波が敷地に浸入することを想定する場合には、構造物等による反射や集中等による津波の複雑な挙動を把握して

評価を行わなければ適切な設計ができないところ、津波波力の評価手法については、現時点においても鋭意研究が続けられているところであり、いまだ確立した評価手法は存在しない。

また、本件事故の際には、本件津波の漂流物である自動車タービン建屋の扉を破壊して建屋内に押し込まれるなど、漂流物による影響が被害の拡大に寄与したと考えられるから、建屋等の全部の水密化により津波防護をするのであれば、漂流物の衝突によっても建屋等の水密化が維持され、防護すべき機器が被水しないと判断し得ることが必要となる。しかし、漂流物の衝突力については、研究機関において鋭意研究が続けられている現時点でも十分解明されていない点が多く、衝突力の算定式が幾つか提案されているものの、定量的な評価手法は確立されていない。

さらに、建屋等の全部の水密化については、そもそも技術的な発想とその裏付けとなる確たる技術がなかったのであって、そのほかにも、タービン建屋のような巨大な建造物はもとより、既にある開口部や貫通部であっても、大量にあるこれらの開口部等のうち封止すべき箇所をいかに過不足なく特定して水密化を行うかや、物の出入りに供しつつも緊急時には迅速に開閉できなければならないという機能上の要求をいかに満たすかなど、局所的・部分的な水密化とは異なる技術的に未解決の課題もあった。

また、局所的、部分的な水密化であっても、津波の波力や漂流物の影響を直接受ける海側に面した大物搬入口のような大面積の扉の水密化については、本件事故当時は技術的に確立していなかったという問題もあった。

イ 保安院が、事業者に対し、設計想定津波が敷地高を超える場合の対策を行わせるには、基本設計ないし基本的設計方針が変更されることになるため、設置変更許可が必要となり、このような場合に一審被告国は技術基準

適合命令を発することができない。

仮に、技術基準適合命令を発することが可能であったとしても、事業者が実際に講じた対策が技術基準に適合するといえるか否かについては、その時点の科学技術水準に照らして、規制機関による厳格な審査が行われる必要があり、事業者が自由に対策を講じることはできない仕組みとなっている。したがって、規制機関が規制権限を行使して技術基準適合性を求めることができるのは、事業者に行わせようとする措置につき、規制機関において技術基準に適合しているか否かが判断できる場合でなければならない。

敷地高を超える津波が想定され、防潮堤等の設置によらず、建屋等の全部の水密化をもって津波防護対策としようとする場合、その対策が技術基準に適合しているか否かを判断するためには、建屋等の全部の水密化について、防潮堤等の設置を前提としない主要建屋等が存在する敷地に津波が浸入した場合であっても「原子炉の安全性を損なうおそれがない」と判断できるだけの科学的、専門技術的知見が必要となる。しかし、防潮堤等の設置によらず、建屋等の全部を水密化することについては、敷地に浸入した津波の挙動を把握した上で津波波圧を評価しなければならないという点や、漂流物の衝突力を評価しなければならないという点で、防潮堤等の設置以上に未解決の技術的課題があり、想定津波に対して原子炉施設の安全性が確保できるような強度や水密化の設計を行うだけの根拠がなく、タービン建屋等を含む建屋等に存在する大量の開口部や貫通部のうち封止すべき箇所を過不足なく特定して水密化を行い、配管類を含めた屋外設備についても過不足なく水密化を行うなどの課題を克服する科学的、専門技術的知見が存しなかった。

このように、本件事故前に、仮に、事業者が、敷地高を超える津波への対策として建屋等の全部の水密化を講じようとした場合であっても、当時

の科学技術水準に照らせば、一審被告国において、これが技術基準に適合していると判断できるだけの科学的、専門技術的知見がなかったのであるから、その対策が技術基準を満たすものか否かを判断することはできなかった。そして、規制要求への適合性が判断できない以上、規制機関において、規制権限を行使し、建屋等の全部の水密化を命ずることが義務付けられることにはならない。

ウ 一審原告らは、深層防護の概念から、建屋等の水密化の措置を講じるべきであった旨主張するが、深層防護の概念から物理的な障壁を多段階で設けることが直ちに導かれるものではない。また、敷地への津波の浸入を許容した上でなお重大事故を防止し得ると評価できるような独立かつ有効な防護策がなかった以上、敷地高を超える津波が想定された場合においては、防潮堤等の設置によりその浸入を防止し、ドライサイトを維持するという安全対策を採ることが、深層防護の概念とも整合するというべきである。そして、一審被告国は、設計基準を超える外的事象にも対応するため、確率論的安全評価を行うための確率論的津波ハザード解析手法の確立に向けた取組を行い、決定論的評価手法に関しても、「長期評価の知見」を踏まえた波源モデルの検討を土木学会に審議依頼するなどしており、これらの取組は、深層防護の概念に適合した正当なものと評価されなければならない。

エ(ア) 一審被告東電は、本件事故前、「長期評価の知見」を前提とした平成20年試算津波について、その対策の要否を検討していたところ、「長期評価の知見」を前提とした対策が求められた場合には、防潮堤等の設置により対策を行うことを検討し、この検討を継続していたのであり、福島地点津波対策ワーキングにおいては、水密化対策が検討されたことがあったものの、それらはいずれも局所的・部分的な水密化対策であって、主要建屋等が存在する敷地に津波がそのまま浸入することを前提とした、安全上重要な機器の全てを防護する建屋等の全部の水密化は、検

討のそ上にすら上っていなかった。

また、一審被告東電内部において、本件原発の沖合に「防波堤」を設置する対策案が検討され、その対策案につき、周辺集落の安全性に悪影響を及ぼすとの意見もあったが、そのことから「防潮堤」の設置が不相当であるとか、周辺集落への配慮のため事実上困難となって、建屋等の全部の水密化を検討せざるを得ない状況になることはないのであって、現に、一審被告東電はそのような状況に至っていない。

(イ) 一審被告東電が福島地点津波対策ワーキングにおいて検討していた水密化は、4 m盤にある海水ポンプの電動機及びポンプを収納する建屋を水密化することであり、飽くまで個別の機器等に係る局所的・部分的な水密化の検討であるから、このような検討がされていたことをもって、建屋等の全部の水密化が可能であったとか、規制機関においてこれを命ずべきであったなどということにはならない。この海水ポンプの水密化等についても、検討の結果、技術的な困難性から実施に至らなかったのであり、かかる局所的・部分的な水密化についても、必ずしも技術的に成立していたものではなかった。このような技術的困難性は、海水ポンプ等に限ったものではなく、例えば、タービン建屋を水密化しようとするれば、その技術的困難性は更に高いものとなる。

(ウ) 平成3年10月、本件原発1号機タービン建屋地下1階において補機冷却水系海水配管から海水が漏れいする事故（平成3年溢水事故）が発生した。一審被告東電は、平成3年溢水事故を教訓として、①原子炉建屋階段開口部への堰の設置、②原子炉最地下階の残留熱除去系機器室等の入口扉の水密化、③原子炉建屋1階電線管貫通部トレンチハッチの水密化、④非常用電気品室エリアの堰のかさ上げ、⑤非常用D/G室入口扉の水密化、⑥復水器エリアへの監視カメラ・床漏れい検知器の設置等を行った。

しかし、平成3年溢水事故のような内部溢水と、津波の浸入という外部溢水とでは、その水量、浸水源、浸水経路といった点において規模や機序が全く異なるから、「水密化」による対策を講じるにしても、想定される事象自体が異なり、考慮すべき要素も異にする。

したがって、平成3年溢水事故を踏まえて一審被告東電において内部溢水対策が講じられていたとしても、これが、建屋等の全部の水密化が可能であったことを示すものでも、規制機関においてこれを命ずべき根拠となるものでもない。

- (エ) 一審被告東電は、平成14年に公表された津波評価技術に基づく想定津波の再評価の結果を受け、海水ポンプのかさ上げを実施したほか、建屋貫通部等の浸水防止対策も実施しているが、これは、4m盤の機器から10m盤のタービン建屋をつなぐ地下トレンチ部分の浸水防止対策であって、局所的・部分的な対策にすぎないから、このような対策が行われていたことをもって、建屋等の全部の水密化が可能であったとか、規制機関においてこれを命ずべきであったなどということにはならない。
- (オ) 本件事故前、東海第二発電所では、屋外海水ポンプ室の側壁かさ上げや、敷地内での防潮盛土の建設、建屋外壁開口部の改造等の措置が講じられているが、その具体的な内容は、例えば、開口部への防水扉の設置、開口部前にRC造の防水堰(高さ1cmや15cmなど)を増設するといったもので、敷地にそのまま津波が浸入した場合には、およそ建屋内への浸水を防ぐことができない措置であった。
- (カ) ルブレイエ原子力発電所の洪水事象に対して講じられた洪水対策は、第一に堤防のかさ上げであり、これによって敷地への浸水を防止しようとしたものであって、防潮堤等の設置によってドライサイトを維持するという我が国における本件事故当時の考え方と同様のものである。また、ルブレイエ原子力発電所において講じられた水密化対策は、堤防の効果

を無視し、敷地に浸入する洪水を想定して講じられた措置ではなく、また、想定外の洪水が堤防を超えることを想定して講じられた措置でもない。ルブレイエ原子力発電所において講じられた水密化措置は、局所的・部分的なものであって、建屋等の全部の水密化を行ったものではないから、この水密化措置が、建屋等の全部の水密化が技術的に可能であることを示すものでも、規制機関においてこれを命ずべき根拠となるものでもない。

(キ) 一審原告らは、米国のブラウンズフェリー原子力発電所やスイスのミューレベルク原子力発電所において、主要建屋や重要機器室の水密化が本件事故前から実施されていたなどと主張する。

しかし、一審原告らは、上記の原子力発電所の主要建屋や重要機器室において、具体的にどのような措置が講じられているのかについて何ら具体的に主張立証しておらず、いかなる技術上の基準をもってそれらの措置が講じられたのかも明らかにしていないのであって、両原子力発電所において建屋等の全部の水密化が行われているとは認められない。

(ク) 本件事故後、日本各地の原子力発電所では、津波対策として主要建屋や重要機器室が水密化されているが、これらは、飽くまでも本件事故の経験やそこから得られた知見を踏まえて行われた対策であり、これらをもって、本件事故前において本件原発の建屋等の全部の水密化が可能であったとか、規制機関においてこれを命ずべきであったなどということにはならない。

(ケ) 溢水勉強会において、水密扉等の検討が行われたり、保安院の安全審査官と一審被告東電との間で水密化対策について議論が行われたりしたが、溢水勉強会においては、津波に対する安全性は設計条件において十分に確保されているものの、念のためという位置付けで、設計上の想定を超える津波に対する対策の要否・内容を検討するため、事業者に働き

かけて立ち上げたものであり、そもそも設計想定津波に対する対策を検討していたものではない。そのため、溢水勉強会において、建屋等の水密化が検討されていたからといって、本件事故前に、技術基準（規制要求）を満たす津波対策として、建屋等の全部の水密化を講じさせることができたとする根拠とはなり得ない。

オ 一審原告らは、防潮堤等の完成までの期間において、少なくとも、比較的短期間で施工可能な建屋の水密化等の措置が講じられる必要があると主張するが、一審原告らの主張する「建屋の水密化」とは、建屋等の全部の水密化をいうと解されるどころ、そのような水密化は技術的に確立されておらず、規制機関において、原子炉施設の安全性を確保し得る対策であるか否かを判断できなかつたものであり、防潮堤等の完成までの暫定的措置としてであったとしても、建屋等の全部の水密化を命ずべき義務はなかつたというべきである。

5 シビアアクシデント対策に関する規制権限不行使

シビアアクシデントとは、安全評価において想定している設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象をいうところ、シビアアクシデントの発生自体が予見可能性の対象となるとの一審原告らの主張は、具体的な事象の予見が不要であるというに等しく確立した違法性の判断枠組みと明らかに異なっている。シビアアクシデントは、法規制前は、アクシデントマネジメントの整備のために行う確率論的評価において分析、評価の対象とされてきたものであり、飽くまで原子炉施設の安全性に関わる評価において想定又は分析、評価の対象とされてきたものである。その意味では、一種の技術的評価上仮定される概念として把握されてきたもので、作為義務を導く前提としての予見可能性の対象とされるべき法益侵害の原因となる具体的事象とは全く観点を異にする概念であって、両者を混同するこ

とは許されない。

第2章 一審被告東電に対する民法709条に基づく損害賠償請求（主位的請求）の当否について

第1 一審原告らの主張の要旨

民法の特別法たる原賠法が民法の適用を排除するかどうかは、当該特別法の規定の解釈によるところ、原賠法が、原子力事業者の故意及び過失の立証の観点で被害者の救済を図るためのものであることからすれば、被害者たる一審原告らが民法709条を根拠に損害賠償請求を行うことを許さない理由はない。そして、電気事業者にとって同条に基づいて請求されることによる不利益はない。

原賠法の目的は、被害者の救済に加えて原子力事業の健全な発達にあるところ、民法に基づく請求を許容することは、上記目的に資するものであり、原子力事業者が民法709条に基づく責任を負う場合でも、原賠法の各規定の要件を満たすから、原賠法の規定を類推適用すれば足り、その趣旨を没却することにはならない。また、原賠法4条1項の規定は、原子力事業者以外の者について民法709条の適用を排除すべき理由にはなるが、原子力事業者に対する同条に基づく請求を否定する根拠とはならない。

平成23年8月1日開催の第177回参議院東日本大震災復興特別委員会においては、原賠法3条1項ただし書と原子力事業者の過失との関係性につき、当時の文部科学大臣が、民法上の責任も原賠法上の責任も追及できる旨の答弁を行っている。

以上によれば、本件において、一審原告らは、一審被告東電に対し、民法709条に基づく損害賠償請求をすることができるというべきである。

第2 一審被告東電の主張の要旨

原賠法は、被害者の保護及び原子力事業の健全な発達という目的を達成するために、民法の不法行為法の特別法として、①賠償責任の厳格化（原子力事業

者の無過失責任)及び賠償責任の原子力事業者への集中(原子力事業者以外の者の責任免除),②責任集中主体である原子力事業者に対する損害賠償措置を講ずべき義務の法定,③損害賠償措置額を超える賠償履行に対する国の援助その他の措置を柱とする,完結した賠償制度を定めている。

このように,原賠法は,原子炉の運転等に起因する原子力損害の賠償責任については,民法の特別法として完結した特別の損害賠償制度を構築しているから,民法709条の適用を排除するものというべきである。

なお,行政解釈においても,原賠法の規定により民法709条の適用が排除される旨説明されており,また,一審原告らが主張する文部科学大臣の答弁は,原子力損害以外の損害につき民法709条が適用されるという趣旨にすぎない。

第3章 一審被告東電に対する原賠法3条1項に基づく損害賠償請求(予備的請求)の当否について

第1 一審原告らの主張

一審被告東電は,本件事故によって一審原告らが被った損害について,本件原発の原子炉を運転する原子力事業者として,原賠法3条1項本文に基づく原子力損害賠償責任を負う。

第2 一審被告東電の主張

一審被告東電が,本件事故に関し,原賠法3条に定める原子力事業者に当たることは争わない。

第4章 一審原告らの損害及び相当因果関係について

第1 一審原告らの被侵害利益及び精神的損害

1 一審原告らの主張

一審原告らは,本件訴訟において,本件事故によって生じた全損害のうち,精神的損害(慰謝料)及び弁護士費用に限定して損害賠償請求をする。

少なくとも一審原告一人につき慰謝料額は2000万円,弁護士費用は200万円が相当であるが,本件訴訟では,原告番号79及び80を除き,その一部

である慰謝料1000万円及び弁護士費用100万円を請求するものである(ただし、別紙控訴額一覧表2の「原告番号」欄記載の各一審原告については、不服の範囲を原審認容額に330万円を加えた額に限定する。)。原告番号79及び80の一審原告らは、発生した損害全額である慰謝料2000万円及び弁護士費用200万円を請求する。

一審原告らは、包括的生活利益としての平穩生活権を有しているところ、本件事故により避難を余儀なくされた結果、住み慣れた地域での生活を破壊され、慣れない土地での生活を強いられてきわめて深刻な被害を受けた。一審原告らの主張する平穩生活権は、それを構成する要素である、①放射線被ばくへの恐怖や不安にさらされない利益、②人格発達権、③居住移転の自由及び職業選択の自由、④内心の静穏な感情を害されない利益が相互に密接に結びついた権利利益の集合体であり、その侵害には、住み慣れた地域とそこにおける人との繋がり喪失、すなわち「ふるさと喪失」が含まれる。また、避難行動を開始する時点だけではなく、避難先における生活の中で生じる苦痛も極めて大きかったものであり、包括的生活利益の侵害には、避難先における生活の中で生じる様々な苦痛も含まれる。一審原告らは、本件事故により、生活、労働、生産活動の基盤を根こそぎ奪われたのであり、生活基盤そのものを全面的に破壊されたものである。また、一審原告らのうち避難しなかった者(原告番号8)は、仕事を失わないためにやむを得ず避難しなかったのであり、放射線被ばくへの恐怖や不安にさらされない利益や内心の静穏な感情を害されない利益を侵害されたことは避難者と異ならない。

2 一審被告東電の主張

本件事故と相当因果関係があると考えられる一審原告らの精神的損害は、①政府による避難指示等対象区域の住民については、政府による避難指示等により避難を余儀なくされたことにより、自宅外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持、継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた

包括的な精神的苦痛であり、②自主的避難等対象区域の住民については、放射線被ばくへの恐怖や不安により自主的避難を行った場合には、自主的避難により正常な日常生活の維持、継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛であり、自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合には、放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持、継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛である。このような精神的損害の捉え方は、本件事故による放射線の影響を起点として、これと相当因果関係のある原子力損害としての精神的損害を政府による避難指示等がある場合とそうでない場合とに分類しつつ、それぞれの場合について包括的に捉えようとしたものであり、一審原告らが主張する精神的損害のうち法的に損害賠償の対象となるものは全て包摂していると解される。

3 一審被告国の主張

一審原告らの主張する平穏生活権の内実是不明確であり、この権利の内実を、被ばくの心配がない安全な環境下で生活する権利と把握する場合には、放射線による健康影響の有無及び程度と一審原告らの主張する精神的損害との関係は必ずしも判然としないものである。仮に、上記権利が国賠法上保護された利益に当たり得るとしても、原告が精神的苦痛として主張するもののうち、少なくとも、不安感や危惧感などにとどまるものは、本件事故との間に相当因果関係の認められる損害とはいえない。

第2 本件事故と避難による精神的損害との間の相当因果関係

1 一審原告らの主張

(1) 相当因果関係の判断においては、客観的な放射線量や健康被害を殊更重視すべきではない。平成24年に制定された「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」2条2項が「被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が第8条第1項の支援対象地域における居住、他の地域

への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない。」と定めているように、被災者が放射線量や健康被害の有無のみならず、自身や家族、居住地の状況も考慮した上で自ら居住継続するか、移動するか、帰還するか選択することができるのである。避難生活における苦労や苦痛は、避難元の放射線量や指示区域に関係なく共通するものである。なお、一審原告は、避難継続の合理性すなわちいつまでの避難生活が本件事故と相当因果関係のある避難生活かといった主張をしているのではなく、本件事故の発生とともに一審原告らに対する権利侵害が発生したと主張するものである。

(2) 避難の合理性について

ア 避難の合理性の判断基準

一審原告らが本件事故により避難を余儀なくされたという場合の避難の合理性は、科学的立証に基づく健康への影響のみに着目した避難の必要性の見地から判断されるべきではなく、通常人において避難という選択が合理的であったか否かが問題とされるべきである。すなわち、低線量被ばくであれば人体に影響がないことが科学的に解明されていない現時点において、かつ、唯一の戦時被ばく国である日本においては、放射線により健康被害の可能性があることが公知の事実であることからすれば、本件事故の放射性物質の放出に住民が不安を覚えるのはもつともであり、後記イないしオのとおり一審原告らが置かれた状況を前提とすれば、避難をするという選択は合理的である。

イ 低線量被ばくと健康への影響に関する科学的知見その1（ICRP勧告）

国際放射線防護委員会（ICRP）の1977年勧告において、放射線量とガンや白血病などの発生確率との間に直線的な関係を認める仮説である直線しきい値なしモデルが採用された。直線しきい値なしモデルにおい

ては、たとえ低線量であったとしても、被ばくをすることで、それらの疾病の発生確率はその分上昇し、放射線に安全線量はないとされ、放射線防護の目的からすれば、約100ミリシーベルト（以下「mSv」と表記する。）を下回る低線量域でも、がん又は遺伝性影響の発生率は、関係する臓器及び組織の等価線量の増加に正比例して増加すると仮定するのが科学的にもっともらしいとされている。直線しきい値なしモデルは、ICRPの2007年勧告においても維持され、今日まで多くの支持を得ている。

ウ 低線量被ばくと健康への影響に関する科学的知見その2（リスク管理WG報告書）

平成23年8月25日内閣官房長官決裁により設置された放射性物質汚染対策顧問会議の下に、同年11月、低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ（WG）が設置され、同年12月、リスク管理WG報告書が取りまとめられた。しかし、その目的は、福島県民の不安の沈静化のための情報発信にあったといわざるを得ず、この目的のために行われた議論の結果は不安の沈静化に向けた誘導的な内容となるのが必至であり、同報告書は、自主的避難者の賠償額を低額に抑えるためのものでもあった。そのため、リスク管理WG報告書の以下の内容の信用性及び正確性は、慎重に見極められなければならない。

リスク管理WG報告書には、「年間100mSv以下の被ばくによる発がんリスクの明らかな増加は科学的に証明が困難である」、「100mSv以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さい」、「避難指示の基準である年間20mSvの被ばくによる健康リスクは、放射線防護措置を通じて十分にリスクを回避できる水準である」などという記載がある。

しかしながら、上記にいう「年間20mSv」とは、「緊急時被ばく状況（被ばくを低減させるためにとられる対策が混乱を起こしているかもし

れないような、異常でしばしば極端な状況)」の参考レベルとしてICRP 2007年勧告が定めた基準である「20ないし100mSv」の下限をもとにしていると思われるところ、ICRPの基準は、健康への影響の出ない安全値という趣旨ではなく、すべての被ばくは、経済的及び社会的な要因を考慮に入れながら、合理的に達成できる限り低く保たなければならないという考え方の下、合理的に達成できる政策的な参考数値に過ぎないものである。したがって、この数値は科学的に安全というわけではない。

エ 新聞報道

新聞報道でも、放射線被ばくのリスクに関する記事が多数見受けられた。

オ 健康被害以外の避難の要因

広範囲かつ長期間の放射性物質による汚染が生じた場合、地域住民に放射性物質による健康被害が生じ得るのみならず、放射性物質による汚染が地域社会に混乱をもたらし、そのために避難を余儀なくされることもある。すなわち、広範囲かつ長期間の汚染は、被災地域の住民に対して、健康に対する長期的な影響はどのようなものか、汚染から自分を守ることは可能なものか等の多大な不安を与えるものであり、緊急な状況下において住民が自身の健康への影響の有無を正確に推し量ることはそもそも不可能であるから、地域社会全体に混乱が生じ、避難指示を受けなかった人々は、その場所から避難するか留まるかといった困難な選択を余儀なくされ、その選択は正解のないものであるから、家族関係や隣人関係において高い割合で意見対立が生じる。このように、たとえ放射性物質の被ばくによって健康被害が生じることが確定しなくても、他の要因によって避難を余儀なくされる場合がある。

カ まとめ

以上によれば、福島県からの避難者及びその家族である一審原告らは、

直線しきい値なしモデルに従い、福島県に居住する限りにおいて健康被害のリスクが増大すると考えるのが合理的であり、さらに、一審原告らが本件事故後に置かれた困難な状況及び地域社会全体の混乱を踏まえれば、一審原告らが福島県外に避難することは合理的である。

2 一審被告東電の主張

(1) 相当因果関係の考え方について

一審原告らの請求が、原賠法に基づき本件事故による放射線に起因する原子力損害の賠償を求めるものである以上、相当因果関係の判断に当たっては、本件事故により放出された客観的な放射線量の程度及びこれによる健康リスクを起点として、かかる放射線の影響と一審原告らの精神的苦痛との間の相当因果関係の有無及び範囲についての検討がされなければならない。

したがって、住民による避難の必要性及び相当性については、本件事故による放射線量の状況等の客観的事実や合理性を有する確立した科学的知見等を踏まえて設定された区域毎に判断される必要がある。また、本件事故によって放出された放射性物質による健康被害の有無・程度が政府、自治体、専門家の一致した見解として周知された後は、一審原告らが主張する健康被害への不安は単なる不安感や危惧感にすぎない。したがって、後記(2)の科学的知見を踏まえれば、一審原告らにおいて、原子力損害賠償紛争審査会（以下「原賠審」という。）が策定した中間指針等が定める相当な賠償対象期間を超えて、避難をし、又はこれを継続すべき合理性はない。一審原告らのうち、一審被告国による避難指示等に基づかずに避難した者の精神的苦痛は、放射線被ばくに対する情報が錯綜する中での漠然とした不安や恐怖に基づくものであって、現実的かつ具体的な被ばくの危険性に基づくものではないから、情報が錯綜していた当初の時期を超えて避難の合理性が認められるものではない。

なお、子供の健康不安を理由として大人が本件事故当初の時期を超えて子供の避難に同伴する場合、大人は自身の被ばくに対するリスクへの不安から

避難するものではないから、大人自身の賠償対象期間については、本件事故発生当初の時期である平成23年4月22日頃までと解することが合理的であり、大人が同伴することによって子供や妊婦の賠償対象期間である平成24年8月末までの期間の賠償が認められる結果となることは不合理である。

(2) 科学的知見を踏まえた避難の合理性について

ア 一審原告らは、科学的立証ではなく、あくまで通常人が避難という選択をすることが合理的か否かという観点から避難の合理性を検討すべきであると主張するが、かかる主張は、国際的にも合意されている以下の科学的知見を根拠なく否定するものであって、その前提に誤りがある。

イ 一審原告らは、ICRP勧告において直線しきい値なしモデルが採用されており、年間100mSv以下の放射線量においても身体への影響が否定できないと主張する。

確かに、ICRP勧告が直線しきい値なしモデルを仮説として採用していることは認めるが、ICRPが直線しきい値なしモデルを仮説として採用しているのは、科学的に証明された真実として受け入れられているのではなく、科学的な不確かさを補う観点から、公衆衛生上の安全サイドに立った判断として採用されているものである。100mSv以下の被ばく線量では、放射線リスクの明らかな増加を証明することは難しく、健康影響との関係は一般に明らかになっていないとされているところ、ICRP勧告は、被ばくに関わりのある可能性のある人の活動を過度に制限することなく、放射線被ばくの有害な影響に対する人と環境の適切なレベルでの防護に貢献することを目的とするものであり、人体の安全確保という観点から、どのような水準で人体を放射線から防護するかという「放射線防護」の観点をもとに、実用的な目的に照らし採用されたにとどまるのであって、100mSv以下の低線量被ばくのリスクの程度が大きいことを意味するものではない。

ウ リスク管理WG報告書は、低線量被ばくの健康影響について、報告時点

における国際的に合意されている科学的知見を整理し明らかにするものであり、自主的避難者の賠償額を低額に抑えるためのものであるとする一審原告らの主張は失当である。

エ 原子放射線の影響に関する国連科学委員会 (UNSCEAR)、世界保健機関 (WHO) 及び国際原子力機関 (IAEA) による報告書に準拠する旨の国際合意では、被ばくによる発がんリスクは、年間 100 mSv 以下の線量では他の要因によって隠れるほど小さいものであり、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは困難であるとされている。

オ 本件事故後に原子放射線の影響に関する国連科学委員会 (UNSCEAR) が公表した報告書 (乙B13, 40) には、本件事故後1年間の実効線量の推計値として避難した住民の被ばく量は 10 mSv 以下であること、本件事故による被ばくを原因とする死亡又は急性の健康影響はないこと、福島県の子供を対象とした甲状腺検査における甲状腺結節と甲状腺嚢胞の高い検出率は、使用機器の感度が高いこと等が原因であり、放射線の影響とは考え難いこと等が記載されている。また、本件事故発生直後から、年間 20 mSv の被ばくは、他の発がん要因 (喫煙、肥満、野菜不足等) によるリスクと比べて十分低い水準にあることなど、放射線の健康影響に関する国際的に合意された科学的知見の内容について、容易に知ることができる多数の報道や情報提供等が福島県の住民に対してされている。

カ 内部被ばくの観点からみても、本件事故後に福島県が実施したホールボディカウンタによる内部被ばくの測定調査によれば、測定を受けた6608人の全員が健康被害を及ぼすほどの内部被ばくを受けていなかったとされている。また、福島県で生産された食料品については、原子力規制委員会の示す指標値以上のものについて食品衛生法に基づく廃棄等の措置が執られるとともに、地方自治体が実施する放射性物質検査の検査結果が厚生労働省のウェブサイトで公表されるなど、放射性物質に汚染された食料品

の出荷及び摂取がされないような措置が適切に講じられている。

(3) 第三者の故意行為が介在する場合等について

本件事故により一審原告らが被った精神的損害に対する賠償額を判断するに当たっては、通常人ないし一般人の見地に立った社会通念に基づき相当と認められる範囲において法的な権利侵害の有無が判断されるべきであるから、当該居住者等の固有の事情や合理的とはいえない独自の判断に基づく精神的苦痛であって本件事故から生じると解するのが社会通念上相当とはいえないものや、精神的苦痛が一審原告ら以外の第三者の故意ある行為によりもたらされたものについては、本件事故と相当因果関係のある精神的損害であると評価することは相当でない。これらの損害は、通常生じ得る損害ではないから、これらが予見可能な特別の事情といえる場合を除き、本件事故との間の相当因果関係を認めることはできない。

(4) 緊急時避難準備区域の居住者の精神的損害について

ア 政府は、本件事故発生後の平成23年3月15日、本件原発から20ないし30キロメートル圏内の区域を屋内退避指示の対象区域として指定したが、同年4月22日には、同指示は解除され、解除された多くの場所につき、具体的には、広野町、楡葉町、川内村、田村市の一部及び南相馬市の一部であって、本件原発から半径20キロメートル圏内を除く区域が緊急時避難準備区域に指定された。緊急時避難準備区域とは、政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して「緊急時の避難」又は「屋内退避」が可能な準備を指示した区域であり、当該区域内の居住者等は、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うこと、当該区域においては引き続き任意の避難をし、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は同区域に入らないようにすること、当該区域においては保育所、幼稚園、小中学校及び高校は休所、休園又は休校とすること、勤務等のやむを得ない用務等を果たすために当該区域内に入ることは妨げられないが、そ

の場合においても常に避難のための立退き又は屋内への退避を自力で行えるようにしておく旨の指示がされた。しかし、その後、緊急時避難準備区域を含む全5市町村において復旧計画が策定され、原災本部にこれが提出され、政府と関係市町村との意見交換及び緊密な連携が図られる中、原子力安全委員会からも同区域の指定を解除することにつき「差し支えない」旨の回答があったことを受けて、緊急時避難準備区域の指定は、いずれも平成23年9月30日をもって解除された。

- イ 緊急時避難準備区域においては、区域内の住民に対して強制的な避難が求められたものではなく、立入りが制限されたものでもないから、この点で、住民が選択の余地なく強制的に避難を余儀なくされた警戒区域や計画的避難区域とは事情が大きく異なっている。緊急時避難準備区域の住民に対しても、概ね同年4月22日頃までには、新聞報道等によって福島県内の空間放射線量の状況や本件原発の状況等、自らの置かれている状況や客観的な危険の状況について冷静に判断するに足りる情報提供がされている。
- ウ 一審原告らの一部が本件事故時に居住していた緊急時避難準備区域の空間放射線量の状況については、本件事故当初以降、指定が解除された時期の前後を問わず一貫して、政府による避難指示の基準である年間 20 mSv ($3.8\ \mu\text{ Sv}/\text{時}$ に相当)の水準を大きく下回っているという実情にあり、時間の経過に伴い更に遡減している状況にある。平成23年9月末の区域指定の解除後、避難していた住民の帰還が進んでおり、行政機関、公共交通網、商業施設、医療機関もほぼ再開し、教育機関についても平成24年8月末までには本件事故前と同等の体制が整い、実際に多くの生徒、児童、園児らが在籍している。スポーツ大会等を含む各種の社会的活動も行われており、除染についても計画に対する進捗率は100パーセント又はそれに近い程度に達している。

- エ 緊急時避難準備区域は、強制的な避難指示ではないものの、その指示内

容に照らすと、本件事故後の一定の合理的な期間においては同区域からの避難を選択することも合理的であり、これにより精神的苦痛が生じ得るものと解される。もっとも、緊急時避難準備区域は、強制的な避難指示の対象区域と比較して、避難生活の不便さという点では差異はないものの、平穏な日常生活の喪失、自宅に帰れない苦痛、先の見通しが見つからない不安という点では相対的に大きなものではないが、中間指針等においては、政府による指示の対象区域であるという点に着目して両者を区別せず、強制的に避難を余儀なくされた住民と同額の基礎額（一人月額10万円）に基づく慰謝料額を賠償する旨の指針を示している。一審被告東電においては、平成23年9月末までの緊急時避難準備指示期間中のみならず、同年10月以降においても、指定解除後の相当期間として帰還に要する準備期間等も考慮の上で、平成24年8月末までの11か月にわたって一人月額10万円を賠償する旨提示しているものである。この結果、緊急時避難準備区域に居住していた一審原告らに対する慰謝料額は180万円となるが、緊急時避難準備区域が強制的な避難が求められた区域ではなく、かつ、平成23年9月末には指定解除されていること、空間放射線量は時間の経過とともに逡減していること、同区域におけるインフラ復旧や社会的活動の再開状況等にかんがみても、緊急時避難準備区域に居住していた一審原告らの精神的苦痛を十分慰謝するに足りる慰謝料額となっている。

(5) 自主的避難等対象者の精神的損害について

ア 政府は、本件事故直後に本件原発から20キロメートル圏内について避難指示を出し、本件原発から20ないし30キロメートル圏内について屋内退避の指示を出したが、4月22日には、20ないし30キロメートル圏内における屋内退避指示が解除され、飯館村等においては計画的避難区域の指定が、南相馬市の一部地域等においては緊急時避難準備区域の指定がそれぞれされた。また、南相馬市の独自の判断に基づく一時避難の要請に

についても、4月22日には帰宅を許容する旨の見解が示された。他方で、4月22日の時点で警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定されなかった区域については、引き続き避難指示等の対象とされていない。

イ 地元紙のみならず自主的避難先においても購読し得る全国紙においても、本件事故発生直後から平成23年4月22日頃までにかけて、本件事故の状況や福島県内の空間放射線量の状況は日々報道されており、避難指示等対象区域外の地域における空間放射線量が時間の経過に伴い逓減していることも情報提供がされ、避難指示等対象区域外での放射線被ばくと健康影響に関する科学的知見についても繰り返し報じられ、冷静な対応が呼びかけられているのであって、同区域外の住民においても避難することが求められるとの論調は見られない。本件原発の状況についても4月17日には事故の収束に向けた道筋が公表され、冷温停止に至るまでの道筋が示されるなど、本件事故発生直後の時期に比して本件原発の原子炉等の状況が落ち着いていることが報道されている。さらに、4月19日には、学校等における校庭等の利用に当たっての基準（毎時 $3.8\mu\text{Sv}$ ）が公表され、4月末までには福島県内の学校の屋外活動の制限は概ね解除されており、企業活動についても3月下旬から4月にかけて再開されるなど、社会的活動も復旧を示していることなどの事情が明らかとなっている。したがって、4月22日頃までには、自主的避難等対象者において、自らの置かれている状況や客観的な危険の状況について冷静に判断するに足りる情報提供がされるに至っていると評価することができる。

ウ 本件事故後の避難指示等対象区域外における本件事故由来の放射線による健康リスクについては、客観的に健康に対する危険が生じていたとまでは評価できないものの、他方で、本件事故発生当初の時期においては、状況は必ずしも明確でなく、自己の置かれている状況に関する情報を正確に

把握することが困難な時期があったことも確かであり、また、本件事故の今後の進展について恐怖や不安を覚えることもやむを得ない状況にあったことが認められる。したがって、本件事故の今後の進展や健康影響が分からないことにより、平均的・一般的な人を基準として、感じることがやむを得ないと考えられる恐怖や不安に基づいて、自主的な避難を選択し、又は、そのような不安の中で滞在を継続することによって、本件事故が発生しなければ生じなかった日常生活の阻害が生じると考えられる範囲においては、これによる精神的損害は賠償の対象となると解することが可能である。

エ 一審被告東電は、妊婦及び子供以外の大人の自主的避難等対象者に対する精神的損害等の賠償対象期間を本件事故発生当初の時期として一人当たり8万円の賠償を行っている。妊婦及び子供以外の大人の自主的避難等対象者については、慰謝料を基礎付ける程度の恐怖や不安を抱くことが法的にやむを得ないと認められる期間としては、上記アないしウの事情に照らし、概ね平成23年4月22日頃までと解するのが相当である。また、中間指針において、屋内退避区域の居住者に対して指示期間約40日間で10万円の慰謝料額が定められていること、自主的避難等対象区域においては、本件事故後の空間放射線量の情報（平成23年4月1日時点で多くは毎時 $1\mu\text{Sv}$ 、平成24年4月1日時点で多くは毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ を下回っている。）に照らしても放射線被ばくによる客観的な健康リスクにさらされているとは評価できず、そのような科学的知見は新聞報道等によって本件事故発生直後の時期から地元紙及び全国紙において継続的に情報提供されていること等に照らし、上記8万円という慰謝料額は相当である。

オ 妊婦及び子供は放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていることや平成23年9月30日に指定が解除された緊急時避難準備区域に生活の本拠を有する避難等対象者への精神的損害の賠償の終期が